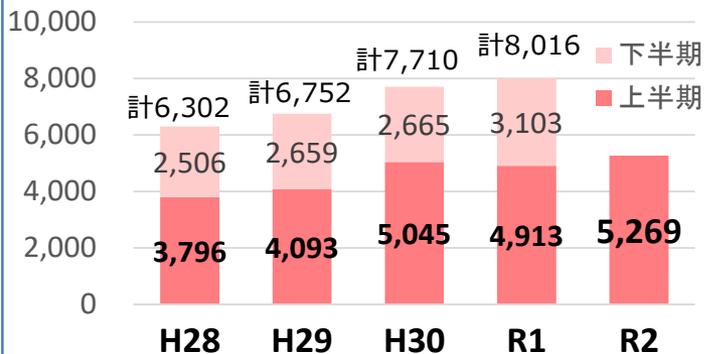


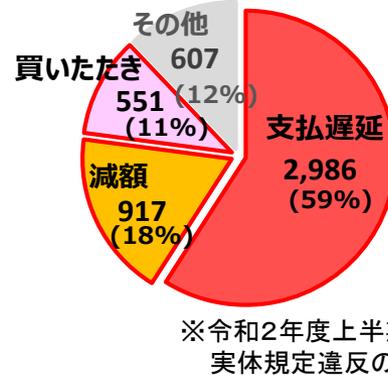
① 下請法に基づく指導等

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、下請事業者の事業環境が一段と厳しくなっている中、下請法違反行為に対し厳正かつ積極的に対処
- 令和2年度上半期においては、下請法施行(昭和31年)以降最多(※半期実績)となる5千件超の指導、悪質な事案に対しては勧告。下請代金の支払遅延、減額、買ったたきといった事案が多数(実体規定違反の9割)
- 働き方改革が推進される中で、親事業者による長時間労働削減等の取組により、下請事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」を生じさせないように、下請法違反行為に厳正に対処

(参考1) 下請法に基づく指導件数(年度)



(参考2) 下請法違反事案の内訳



(参考3) 働き方改革に関連する指導事例

親事業者が、同社に生じた事情により下請事業者に委託した作業ができなくなったにもかかわらず、そのことによって下請事業者が生じた費用を負担していなかった。また、当該作業を後日、土曜日、日曜日又は祝日に委託していた。

⇒下請法が禁止する不当な給付内容の変更等に該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるもの

② 下請法違反行為の未然防止のための取組

- 下請法違反行為の未然防止を図るため、受講者の理解度等に応じた事業者向け講習会を開催し、働き方改革に関連する事案を含む下請法違反行為の実例を活用するなどして、効果的な周知・啓発
- 関係省庁とも連携しつつ、幅広く業界等への周知を実施
 - ・ 厚生労働省、中小企業庁と共同して、働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けた対応を関係省庁に要請(令和2年10月)
 - ・ 中小企業庁と共同して、年末にかけての金融繁忙期において、下請代金の支払遅延や減額、買ったたき等が行われないうよう、関係事業者団体約1,400団体に下請法の遵守の徹底等を要請(令和2年11月)